

国立国会図書館月報

稀本あれこれ-452- 竹下勇日記 明治37年、38年	
憲法室の5年間	=調査及び立法考査局 ・ 1
	館内スコープ 人事交流編 ・ 7
	常設展示のお知らせ ・ 7
目録情報と個人情報について	・ 8
大正期刊行図書のマイクロ化終了と図書・雑誌のマイクロ化に伴う利用停止について	・ 11
	本屋にない本 ・ 12
<お知らせ>	
描かれた動物・植物—江戸時代の博物誌—	・ 15
平成17年度資料電子化研修	・ 16
	月例報告 ・ 18
<お知らせ>	
第7回図書館総合展に出展します	・ 18
	国立国会図書館の編集・刊行物 ・ 19
<お知らせ>	
国際子ども図書館展示会「ゆめいろのパレットⅡ—野間国際絵本原画コンクール入賞作品 アジア・アフリカ・ラテンアメリカから」開催中	・ 19
<ご案内>	
公開セミナー スマトラ沖地震・津波による文書遺産の被災と復興支援	・ 20
国立国会図書館年報(平成16年度)から	
—統計を中心に その2—	・ 25
	電子図書館サービスのページ ・ 27
ビジュアル国立国会図書館博物館(4)	・ 28

10
2005

No. 535

国立国会図書館利用案内

東京本館 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331
利用案内 電話 03 (3506) 3300 (音声サービス)
電話 03 (3506) 3301 (FAX サービス)

関西館 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話 0774 (98) 1200 (音声サービス)
利用案内 電話 0774 (98) 1212 (FAX サービス)

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

利用できる人 満18歳以上の方

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

開館日 月曜日から土曜日

休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

所蔵資料 当館の所蔵資料は、納本、購入、国際交換、寄贈等によって収集され、東京本館、関西館、国際子ども図書館に分散して配置されています。

<東京本館のおもな資料>和洋の図書、和雑誌、洋雑誌（年刊誌、モノグラフィシリーズの一部）、和洋の新聞、各専門室資料

<関西館のおもな資料>和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料（図書、雑誌、新聞）、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

..... 東京本館のサービス時間

開館時間 月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00

※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。

資料請求時間 月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00

※ただし、音楽・映像資料室、人文総合情報室特別コレクション、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。

即日複写受付 月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00

後日複写受付 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30

オンライン複写受付 月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30

..... 関西館のサービス時間

開館時間 10:00～18:00 **即日複写受付** 10:00～17:00

資料請求時間 10:00～17:15 **後日複写受付** 10:00～17:45

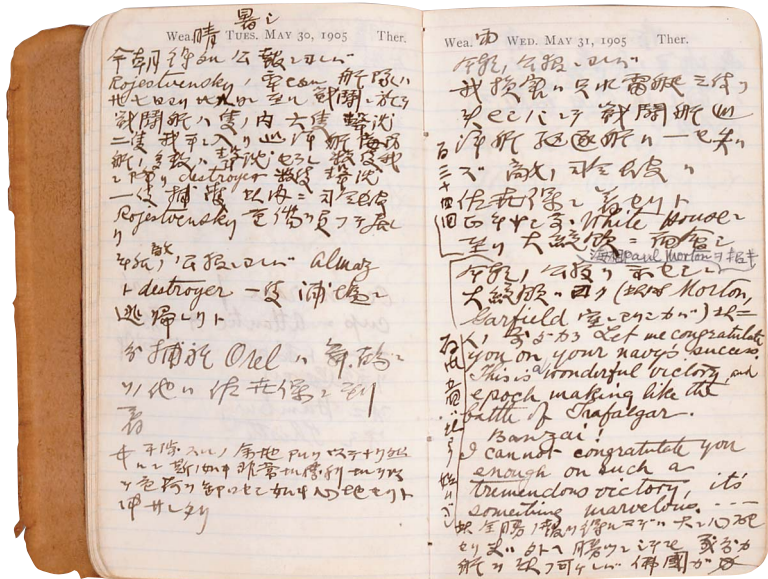
セルフ複写受付 10:00～17:30 **オンライン複写受付** 10:00～17:00

※詳しくは当館ホームページをご覧ください。

稀本
新本
新本
新本

(452)

竹下勇日記 明治37年、38年



竹下勇日記 明治37年、38年

日本における大使館・公使館付武官の制度は、明治8（1875）年に陸軍が清国とドイツに公使館付武官を派遣したことに始まる。勉学、情報収集、諜報活動など様々な目的で多くの軍人が海外に派遣されるなかで、大公使館付武官は特異な存在であった。軍人として陸軍参謀本部、海軍軍令部の指示により独自に行動する一方、正式な外交官として要人と交流するという立場からは、任地国の軍人や各国の駐在武官との情報交換、兵器技術の情報収集など純軍事的な役割にとどまらず、政治・経済を含めた大局的な視野を養うことができた。ここで紹介する竹下勇（1869～1949）もその1人である。

この史料は、日露戦争期に竹下（当時は海軍中佐）が記した日記である。明治35（1902）年10月に駐米公使館付武官に任命された竹下は、同37年2月9日、米国で日露開戦の報に接した。日清戦争には出征した竹下だが、今回は遠く離れて戦況を見守ることとなった。駐露公使館付武官の明石元二郎陸軍大佐が、日露開戦によりスウェーデンに移り、ロシアの革命派と接触して諜報活動を展開したことは著名だが、これに対し竹下は、米国の要人と交際して日本への好意を得るといふ、いわば「表」の活動が中心であった。日本政府の戦時公債の引き受け手であると共に、対露講和の仲介役となる米国から同情や好意を得ることは、当時の日本に必須の外交条件であった。

この日記で特筆すべき点は、セオドア・ルーズヴェルト大統領との交流である。当時、講道館四天王の1人である山下義韶が、柔道普及のため米国に滞在していた。山下が大統領に柔道を指導することになり、竹下は通訳として山下に同行した。日記からは、開戦の翌月から足繁くホワイトハウスに通う様子が窺われる。竹下は大統領と、アポイントを取らないでも面会できるほど親密になったという。そして明治38年5月の日本海海戦に際しては、28日（日曜）に教会に赴く大統領に出会って「大丈夫勝つだろー」と声をかけられ、さらに掲出した31日の日記には、勝利の戦況公報を携えて面会した竹下に対し、大統領が” Let me congratulate you on your navy's success. This is a wonderful victory, and epoch making like the battle of Trafalgar. Banzai!” と祝福の言葉を述べたと記されている。

なお、竹下は米国赴任以来、家族宛に長文の通信をこまめに送っていた。31日の日記本文の左側に「百三十四回」とあるのは、この通信文の回数を指していると推定され、家族想いの一面を垣間見ることができる。

竹下は日露講和会議全権団の一員となり、その後も石井菊次郎遣米使節団随員（石井・ランシング協定）、パリ講和会議随員、国際連盟海軍代表などを歴任し、「軍人外交官」としての活躍を続けた。

当館憲政資料室所蔵「竹下勇関係文書」には、明治17（1884）年から昭和24（1949）年にかけての日記が51冊含まれており、このうち明治38年5月26日～11月18日など主要部分が『海軍の外交官 竹下勇日記』（波多野勝・黒沢文貴・斎藤聖二・櫻井良樹編、芙蓉書房出版、1998年）として翻刻刊行されている。

（請求記号 竹下勇関係文書384、385）

憲法室の五年間

調査及び立法考査局

平成一二年一月、衆参両院に憲法調査会が設置された。

当館では、調査及び立法考査局（以下、「調査局」という）に憲法調査特別室を設置し、翌年四月にはこれを改組して、政治議会課の課内室として憲法室を設置した（以下、両室をまとめて「憲法室」という）。憲法室は、主に憲法調査会の議論に資するために、国会議員からの調査依頼に対応するほか、憲法に関する刊行物の作成などを行ってきた。憲法調査会が今年四月、五年余りにわたる調査活動の報告を各々の議長に提出したことを機会に、憲法室のこの間の活動について紹介したい。

憲法調査会と当館の憲法室

両院の憲法調査会は、「日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行う」ことを目的として¹⁾、第一四七回国会から活動を開始した。現行憲法下では初めて、国会に憲法問題を専門に議論する場が設けられたのである²⁾。

憲法をめぐる議論が新たに注目されるようになったのは、九〇年代に入ってからである。憲法改正に向けての提言が

数多く発表され、これに抗するように憲法改正不要論も出されるようになった。ここ数年はほとんどラッシュといういい状況である。

憲法論議が活況を呈している背景としては、いわゆるポスト冷戦期における国際情勢の激変や、グローバルゼーションの進行が指摘されている。また、経済の低迷、少子・高齢化や教育問題など、戦後日本社会の制度疲労がさまざまな面で現れるようになったことも挙げられている。憲法問題としては、従来と同様に第九条、つまり平和・安全保障の問題に関心が向けられるだけでなく、より広く「新しい日本の国家像」が模索されるなかで、社会変化に合わせて憲法を見直すべきといった主張も多い。

憲法調査会においては、このような状況を反映して、九条問題のほか、天皇制、「新しい人権」、首相公選制、二院制、憲法裁判所、地方自治など多種多様なテーマをめぐって、まさに「広範かつ総合的」な調査が行われてきた。五年余りの間に開催された憲法調査会の回数は、その小委員会や公聴会を含めて、衆参計二百回以上に及んだ。衆議院

憲法調査会は、全国九都市で地方公聴会も開催した。調査会に参考人などとして出席した学者・専門家も多数にのぼる。

憲法室は、これら憲法調査会や公聴会のすべてに陪席することができた。当館の専門調査員が参考人などとして出席することもあった。また、憲法室を中心に当館で作成した資料が、憲法調査会における説明・配布資料として使用されたり、その刊行物に掲載されたりした（その数は計四二件）。さらに、衆議院憲法調査会の海外調査議員団にも、計五回、延べ二〇か国近く同行した。

このように、国政論議の場に継続的に深くコミットしたことは、当館としては前例がない。憲法調査会の活動に直接に接することによって、とりわけその幹事会（委員会の理事会にあたる）等に陪席することによって、これからどんな議論になるのかといったことが予測できる。そして、当館が蓄積している膨大な蔵書と情報を駆使することで、調査を依頼される前から適切な資料の準備ができる。

こうして調査サービスや資料提供を、より迅速かつ的確に行うことが可能になった。ということは、憲法調査会の審議に対しても、図書館らしい方法で、なにがしかの還元ができたともいえるのではないかと思う。

議員からの調査依頼

国会サービスを担う調査局にあって、憲法室はおもな業

務として、憲法調査会とその委員をはじめ、国会議員からの憲法に関するさまざまな調査の依頼に対応してきた。

ところが、「憲法」と一口でいうものの、一筋縄でいくものではない。日本国憲法は前文と一〇三条だけのコンパクトな法律だが、そのカバーする範囲は実に広いからである。考えてみれば、国政の原則すべてを凝縮して詰め込んだのだから、当然といえば当然である。だから、個々の国政課題は、どこかで憲法と関わってくる。ひとつ例を挙げると、近年話題になった公的年金制度の問題といえ、社会政策の問題であり、たしかにこれはひとつの専門分野である。しかし一方では、憲法が保障する生存権につながる課題も含んでおり、さらに憲法の財政条項に絡む問題をもはらんでいるのだ。

こんなわけで、依頼される調査の内容は、きわめて多岐にわたる。「広範かつ総合的」な調査を行う両院の憲法調査会では、たとえば今日は選挙制度について、明日の午前は自治体の課税自主権について、午後は職業選択の自由と財産権について、といった具合に、次から次へと異なったテーマが採りあげられていく。そのひとつひとつが重量級の課題である。そしてその度に、憲法室には議員から、事前準備のための調査依頼が舞い込んでくる。

国会議員からの調査依頼に対しては、関連文献を複写したり、調査報告を作成して提供し、または直接に向いて説明することで、その要求に応える。これは調査局にお

る一般的なスタイルである。提供した資料や説明した内容が、次の日の憲法調査会などで使用されたりすると、こちらは大いにやり甲斐があるというものである。

議員に対して、または政党の会合などで説明するときは、議員の反応が直に伝わってくるので、調査業務の成果が試される思いがするものである。と同時に、国政の場で何が問題となっているのか、何に関心もたれているのかを、肌で知ることができる機会でもある。ある政策が憲法に適合しているかどうかという解釈上の問題を問われることもあれば、憲法改正の試案を練る現場に立ち会うようなこともある。

それにしても、広い領域にわたるものを、ただかか三、四名のメンバーでカバーするのは大変である。たとえば、「環境権は、外国の憲法ではどうなっているか」という依頼がくる。これだけなら何ということはないが、これに「生物多様性保全に関する予防原則についての憲法論議も」などと、かなり掘り下げた質問が加わったりする。「だれが説明に行くんだ？」とお互い顔を見合わせてばかりもいられない。そんなときには、個々の専門分野の資料や情報に詳しい、調査局内の他課の応援を頼むことも多い。だから、こと憲法問題については、憲法室だけでなく、調査局全体で取り組んでいるといっても過言ではない。この五年余りの間に処理した件数は優に三千件を超えた。

調査依頼への対応としては、以上のほか、政治議会調査

室の高見勝利専門調査員（現在は上智大学教授）が、憲法調査会に参考人として両院各一回出席して意見陳述を行い、説明員としても衆議院憲法調査会に一回出席した。議題はその時々で異なり、「改正手続」、「二院制」、「国会と内閣の関係」というものであった。

刊行物の作成

調査局では、国政審議に資するために、さまざまな刊行物をも作成している。

憲法についてはまず、調査資料『諸外国の憲法事情』全



『諸外国の憲法事情』は、
主要国憲法の最新情報を満載

三巻を刊行した(二ページ 写真)。

憲法に関する依頼調査が三千件を超えると述べたが、そのうち約四割は、海外事情に関するもの、つまり「外国の憲法ではどうなっているのか」というような質問で占められている。それほどにも海外の憲法事情に対する関心は高い。

国によって憲法のあり方はずいぶん異なる。憲法そのものの位置づけ、条項の規定ぶりやその解釈・運用の仕方などは、その国の法文化を色濃く反映している。日本の憲法のイメージを念頭に取り組むと、目を白黒させることが多い。だから、「〇〇国の憲法にはこう書いてある」というだけでは、つまみ食いの理解に終わってしまう。「諸外国の憲法事情」は、各国の憲法を、その成り立ちや背景を含めて、体系的に理解するためのものである。

第一巻(平成一三年刊行)では、G7諸国として、米英独仏とイタリア、カナダの六か国を採りあげた。第二巻(平成一四年刊行)では、第一巻以外の西欧諸国五か国と欧州連合を、第三巻(平成一五年刊行)では、中国と韓国、オーストラリアなどアジア・オセアニアの五か国と一地域を扱った。

続いて昨年度からは、憲法を論点ごとに解説した調査資料『シリーズ憲法の論点』を刊行している(写真)。各々二〇ページほどの小冊子である。扱った論点によっても異なるが、おおむね、我が国における問題や議論、主要国にお



むずかしいことをわかりやすく…
『シリーズ憲法の論点』はまだまだ続く

ける事例などを紹介し、整理するものとなっている。わかりやすく客観的に解説することを旨としているので好評をいただいている。これまで、「司法権をめぐる論点」、「直接民主制の論点」、「国会と内閣の関係」、「財政制度の論点」、「憲法の改正」、「二院制」、「自衛隊の海外派遣」、「人権総論の論点」と計八点刊行し、今年度も数点の刊行を予定している。

以上のほかにも、調査局の機関誌『レファレンス』や『外国の立法』に、また個別の課題を簡潔に解説する『調査と情報—ISSUE BRIEF—』に、憲法関連の記事を多数



ヒット作品となった
電子展示会『日本国憲法の誕生』

掲載している。執筆には、憲法室の職員だけでなく調査局全体が関わっている。

これらの刊行物は、国会議員に配布されるほか、主要な公共・大学図書館にも寄贈されている。また、当館のホームページからもアクセスすることができる。

電子展示会『日本国憲法の誕生』

ところで、施行後六〇年近くを経た現行憲法だが、これがアメリカによって「押しつけ」られた、いやそうではな

い、という議論はいまだに絶えない。憲法制定過程を裏付ける当時の文書は、実は、当館の憲政資料室が大量に保管しており、アメリカ側の資料も憲政資料室が多数マイクロ化して所蔵している。

そこで、これらの原資料を当館のホームページで公開すれば、憲法制定過程をよりよく知る手がかりになるのではないかと作ったのが、電子展示会『日本国憲法の誕生』である。憲法室のほか、総務部、主題情報部および関西館事業部が協同で実施した二年がかりのプロジェクトであり、平成一六年五月の憲法記念日に完成版が公開された³⁾。高見専門調査員が、監修者としてコンテンツ構築を指導した。

この『日本国憲法の誕生』では、当館の資料のほか、内外の機関が所蔵するものも含めて約一八〇点を電子化して展示している。解説については、制定経緯の概説や各資料の解説はもちろん、制定過程において問題となった「国民主権と天皇制」、「戦争放棄」などの論点ごとに、議論の経過をまとめたコーナーもある。これらの解説にはすべて英訳を付し、また、原資料はただ画像を展示するだけでなく、読みやすいようにその多くがテキスト化されている。

『日本国憲法の誕生』は公開後、内外から多くの反響をいただいている。外国の研究者からは、日本に行かなくても手許で見られると喜びの声が挙がっている。ある大学では、憲法などの授業で利用しているとも聞く。

これからの憲法論議のために

この九月に召集された第一六三回国会において、衆議院に「日本国憲法に関する調査特別委員会」が設置された。この特別委員会は、「日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査」を行うことを目的としており⁽⁴⁾、国民投票法案の扱いなど、憲法改正の具体的な手続に関する議論が焦点となっている。憲法改正そのものについては、改憲・護憲の論争はもちろん、改正の立場のなかでもその方向性は分かれているので、今後の成り行きは予測ができない。

近い将来に、日本国憲法の改正が具体的な日程に上るにせよ上らないにせよ、憲法問題そのものは間違いなく、よりシリアスなものとなってくるだろう。そのことは、平和・安全保障問題ひとつを採りあげてみても容易に想像がつくし、そのほかにもいろいろ挙げられる。たとえば、情報技術や医療技術の格段の進歩



Welcome to 憲法室！

は、個人情報とプライバシーの問題や、生命倫理と自己決定権の問題をより先鋭なものにするだろう。つまり、人権同士が衝突する局面が増えるということだ。また、人の交流が活発になればなるほど、外国人の人権をどうするかといった問いが、様々な場面で出現するようになるだろう。どのような憲法判断が法廷で下されるかが、より頻繁に注目を浴びるようになるのではないだろうか。

憲法室としては、今後さらに国会議員に対する調査サービスや情報の提供を充実させる所存である。このようなサービスを通じて、我が国の立憲主義と民主主義の健全な発展にささやかながらでも貢献することができれば、望外の喜びである。

(1) 国会法第一〇二条の六。

(2) 昭和三十三年～三十九年に活動した憲法調査会は、内閣のもとに置かれたものであった。

(3) URLは、<http://www.ndl.go.jp/constitution/index.html>。なお、本誌五二〇号(平成一六年七月)所収の「電子展示会『日本国憲法の誕生』—サイトの概要」をもご参照いただきたい。同号には、古関彰一、ケネス・J・ルオフ、高見勝利「憲法史研究者から見た意義(座談会)」も掲載されている。

(4) 『第百六十三回国会衆議院会議録(官報号外)』第二号、平成一七年九月二日。

(調査及び立法考査局政治議会課憲法室長 山田 邦夫)



文化庁長官官房著作権課

「図書館の本は、著作権法の範囲内で、一部分のみコピーできます。」

この言葉、全国の図書館内の張り紙やポスターでよく見かけます。なかなか買うことができない本だから全部コピーしたいのに。一部分だけだと、用事が足りないなあ…。

この著作権法、一体何なのでしょう？

それは、小説、音楽、絵など、心をこめて自分の考えをオリジナルで表現したものを創り出した人に権利を認める法律です。プロの小説家や画家だけでなく、素人の方や子どもさんも、小説や絵などを作れば、権利を持ちます。家や自動車のように形はありませんが、大切な財産です。

無料利用が原則の図書館でも、この権利を

守る必要があります。コピーをするときには、図書館が電気料金、用紙代、トナー代やコピー機のリース代を負担しているように、本来は図書などの著作権料を払うこととなります。

でも、著作権法は文化の発展への協力を目的としますので、ある一定の場合は著作権料を支払わなくていいことになっています。これを権利制限といいます。文化の発展を支える施設である図書館でのコピーもその一つで、冒頭の言葉はこれを意味します。権利者から許可を得れば、大部分をコピーできます。

図書館でのコピーをはじめ、著作権の権利者と利用者の立場が違うことが多いですが、文化庁著作権課では、様々な方のご意見をお聞きする機会をつくり、審議会等を通じて今後の著作権法のあり方などを考えています。

著作権法に興味を持たれた方は、文化庁ホームページで、著作権Q&A、著作権テキスト、著作権セミナーのお知らせ、著作権教育教材の提供などを行っていますので、ぜひご覧ください。

(<http://www.bunka.go.jp/tyosaku/>)。
文化庁長官官房著作権課 鳥澤孝一(とりさわ たかひさ)

*平成一五年四月から文化庁に出向

常設展示のお知らせ

第一四〇回 明治の息吹

～ 漫画・風刺画から

平成一七年一月一七日(木)から
平成一八年一月一七日(火)まで
於 本館二階第一閲覧室前(東京本館)

日本は「漫画大国」と言われるように、雑誌はもちろん、新聞や選挙のチラシ、電車内の中吊り広告に描かれたものなど日常的に多様な形式の漫画を目にします。

日本最古の漫画は、平安時代に鳥羽僧正が著わした「鳥獣戯画」だとされています。それが漫画という思想表現として脈々と発達していき、次第に大衆化・多様化して現在に至るのですが、中でも特に異彩を放つものとして明治期前後の漫画・風刺画が挙げられます。開国、倒幕、文明開化などダイナミックに躍動する時代を背景に、一つの表現形態として漫画が一躍脚光を浴びていました。フランス人画家ビゴラの新しい表現形態を吸収し、ポンチ絵などと呼ばれて独自に花開いていったのです。

今回の展示では、この近代の漫画・風刺画の潮流をなぞりつつ、明治期を中心に日本の政治・文化の息吹を伝える資料をご覧ください。

目録情報と個人情報について

個人情報保護への対応の重要性は、図書館サービスにおいても強く認識されているところです。このたび、当館では、目録情報を個人情報保護の観点から再点検し、取扱い方針をとりまとめ、平成一七年一〇月から適用を開始しました。方針は、次に掲載するとともに、当館ホームページでも公開しています。

* * *

「国立国会図書館蔵書検索・申込システム（NDL・O PAC）」、「日本全国書誌」をはじめとして、国立国会図書館では各種の目録情報（書誌データ）を作成・提供しています。目録情報には、著者の名称などの情報を記録します。個人の情報を記録する場合の考え方と取扱い方法について、以下にご説明します。

なお、この取扱いは、和図書など国内刊行出版物の目録情報を対象としますが、他の資料についてもこれに準じた取扱いに留意します。

1 基本的な考え方

国立国会図書館（以下「館」といいます。）は、「国立国会

図書館法」（以下「館法」といいます。）第七条に基づき、

日本国内で刊行された出版物について標準的な目録を作成するとともに、館の所蔵資料について目録情報を作成し、資料を利用に供するための手段を整備しています。また、館法第二一条の規定のもとに、日本の図書館が目録を作成し図書館の有する資源を共有できるように、目録情報の提供を行っています。

目録作成においては、個々の資料へのアクセスを保障することを目的として、各資料の著者等（注1）を同定識別し、また、その著者等が著した資料が識別できるように、人名等の情報を記録します。そのため、館の目録業務においては、個人の情報に関する収集の方法および範囲を定め、目的に沿った適切な取扱いをいたします。

2 取扱いの方法

（1）目録作成のための標準的なルールの適用

国内刊行出版物の目録作成のルールとして『日本目録規則一九八七年版改訂二版』（注2）を適用しています。同規則に基づいて、著者等を記述し、また、統一的に用いる標目（検索の手がかりとなる情報）を作成しています。

標目として、個人の場合は人名（名称およびその読み）を使用します。また、同名異人を識別することを目的として、付記事項を付加します。付記事項は、生年（判明する場合は生没年）を基本とし、生年が採取できない場合あるいは生年だけでは同名異人を区別できない場合は、職業・専攻等を付加します（注3）。

(2) 公刊された出版物からの採取

人名および付記事項を記録する場合は、公刊された出版物から採取します。公刊された出版物には、その個人が著述等を行った出版物のほか、公刊された辞書等の参考図書を含みます。また、インターネット上の情報についても、官公庁や図書館が提供するデータベース等の情報に限定して採取する場合があります。

(3) 典拠ファイルの保有

目録作成において統一した標目を維持するため、人名に関する標目を集積した典拠ファイルを作成・維持しています。典拠ファイルに記録し、保有する項目（3参照）は、目録作成において、著者等を確実に同定識別するために必要な最小限のものとします。

(4) 訂正等の申入れへの対応

館の目録情報は、長年にわたって蓄積され、目録規則等

の適用方針も変更しています。すでに使用している標目および典拠ファイルのデータについてはそのまま使用しますが、標目について本人から訂正等の申入れがあった場合には、基本的にこれに応じることにします。

(5) 目録情報および典拠ファイルの利用

目録情報および典拠ファイルは、次のように利用・提供し、またその提供の範囲を制限します。

① 館内の目録作成業務における利用

② 館内の目録作成業務以外の図書館業務における利用

③ 館外の図書館等における利用（JAPAN/MARCE等）

④ 一般のインターネット等による利用（NDL・OPAC等）

③にあるように、館の目録情報および典拠ファイルは、目録情報の共有化の趣旨により、館外の図書館等に機械可読ファイルのJAPAN/MARCE等として頒布しています。利用機関における取扱いは、それぞれの組織の責任において行われることとなります。

④のNDL・OPACでは、標目は目録情報として表示され、検索に使用できます。

3 典拠ファイル

典拠ファイルに収録される典拠レコードは、和図書など

「日本全国書誌」に収録される出版物および和古書の目録情報として作成した標目がおもな対象となります。

電子ファイルとして、典拠ファイルに記録するおもな項目は次のとおりです。

(1) 管理用データ

識別番号(典拠ID)、入力日付、最終更新日付、典拠の確立状況

(2) 標目

名称、名称の読み、付記事項(生年・没年、世系、職業・専攻等)

(3) 参照

同一人物が異なる名称を使用している場合に、参照することを目的として記録。記録の項目は(2)標目と同様

(4) 注記

(2) または(3)に記録しない生年、世系、職業・専攻、異なる名称(本名、別称等)、所属団体等

右記について、公刊された出版物に記載があった場合に記録する。出版物に記載がない場合の右記の項目、出版物に記載がある所在(市町村までの地名)等の情報、他の典拠との識別情報について典拠ファイルに記録する場合は、2(5)①の館内の目録作成業務のみの利用に限定する。

(5) 出典

標目を作成するにあたっての根拠

4 問い合わせ先

国立国会図書館書誌部書誌調整課

(注1) 著者等には、編者、訳者などその出版物に責任を持つ者を含みます。出版者が個人の場合は、出版者名等の記録の際、著者等に準じて扱います。また、目録情報には、著者等を標目とする「著者標目」のほかに、その資料の主題となっている個人を標目とする「人名件名標目」があり、個人情報としての取扱いは同様とします。

(注2) 日本図書館協会目録委員会編。著者等の記述については、本規則中の第一〜三章、統一標目の使用については第二章「標目総則」、人名に関する標目の選択、形および表し方については第三章「著者標目」ならびに第四章「件名標目」に基づきます。

(注3) 付記事項として用いるものには、生年(生没年)、世系(○世、○代目など伝承的に継承される名称に用いられる)、職業・専攻等があります。これらの付記事項が使用できない場合には、暫定的に、最初にその個人に対して目録を作成する出版物の出版年を付加する場合があります。

(参考) 「個人情報保護と日本目録規則(NCR)との関係について」(日本図書館協会目録委員会)

http://www.jla.or.jp/mokuroku/kojinjoho_ncr.pdf

(書誌部書誌調整課)

大正期刊行図書のマイクログ化終了と

図書・雑誌のマイクログ化に伴う利用停止について

国立国会図書館では、「平成一五年度から一七年度における所蔵資料のメディア変換に関する実施計画」に基づき、所蔵資料の利用と保存のためにマイクログ化を進めている。

図書

図書については、大正期、昭和前期刊行図書の順に、マイクログ化を進めている。マイクログ化した資料の原本は、原則として利用提供せず、マイクログ化を終えたものはマイクログ化資料のみを提供することとしている。

〈大正期刊行図書のマイクログ化終了〉

大正期刊行図書（昭和二三年以降に受入れたものは除く）については、平成一三年度にマイクログ化を始め、平成一六年度中におおむね終了している。平成一七年の八月から、左記資料のすべてについてマイクログ形態での利用が可能になった。

大正期刊行乙部図書（注一） 二〇、二七二冊
大正期刊行旧函架図書（注二） 六九、〇〇二冊
大正期刊行大型図書 八八四冊

計 九〇、一五六冊

マイクログ形態は、マイクログフィッシュおよびマイクロフィルムジャケット（三五ミリ対応、大型本用）である。

利用に際し、当番は原本の請求記号での申込みとするが、平成一七年度中に原本代替請求記号（原本の請求記号の頭にYD5・H・を付けたもの）による申込みに切り替える予定である。

〈昭和前期刊行乙部図書のマイクログ化〉

平成一六年度、大正期刊行図書のマイクログ化と平行し、昭和前期刊行図書のうち乙部図書のマイクログ化を開始した。今年度も引き続き、左記のマイクログ化を実施し、その間、対象となる資料の利用は順次停止している。

昭和前期刊行乙部図書のうち二三、四九七冊（請求記号 特二四九・八〇三〜特二七六・六七九）

平成一七年九月三日（土）から平成一八年一月一七日（火）までの間、対象資料は順次利用停止

（注一）乙部図書 国立国会図書館の源流のひとつ

である旧帝國図書館においては、甲、乙、丙の三通りの受入れ資料区分があった。甲部は利用ならびに保存の価値ありとするもの、乙部は目下の利用価値は乏しいが、一応の保存の道を講じ、価値については後日の判断を待つもの、丙部は利用ならびに保存の価値なしとし、一定期間経過後に廃棄するものとした。

（注二）旧函架図書 旧帝國図書館から引き継いだ蔵書を中心とした資料群である。資料整理・排架については、資料の形態や大まかな主題別に「函」に分け、受入れ順に資料を並べる固定排架方式に基づき、請求記号は「函」と受入れ順を表す「号」によって示されている。

雑誌

雑誌については、明治・大正・昭和期に刊行された和雑誌のなかでも、紙質が非常に悪い昭和二〇年代から四〇年代にかけて刊行されたNDCZ函を中心に、経年劣化が進んでいる資料を対象にマイクログ化を進めている。今年度は左記についてマイクログ化を実施しており、その間、利用を停止している。

NDCZ函のうち二〇〇誌、九五〇冊
平成一七年八月二日（月）から一月三〇日（水）までの間、利用停止

（資料提供部）

本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さないう国内出版物を取り上げて、ご紹介いたします。

製造元祖横浜風琴洋琴ものがたり

横浜市歴史博物館、横浜開港資料館編

横浜市歴史博物館、横浜市ふるさと歴史財団刊

(〒224-0003 横浜市都筑区中川中央一―一八―) 二〇〇四・一 A 4

四六頁

(DLT31-H45)

本書は二〇〇四年一月から三月にかけて横浜市歴史博物館にて行われた同名の企画展に合わせて出版された図録です。「風琴」はオルガンを、「洋琴」はピアノをそれぞれ指しています。本書では、日本、特に横浜におけるオルガン・ピアノ製造の歴史を多くの写真資料や研究資料、コラムを交えて綴っています。

オルガン、ピアノと言えば、西洋の音楽文化には欠かせないアイテムであり、古い歴史を持っています。これら鍵盤楽器をはじめ西洋の楽器が日本にもたらされたのは、厳密に言えばもっと古くなりますが、主に幕末から明治にかけての時期。一八五四年、日米和親条約により日本が開国して以後、多くの西洋文化が日本にもたらされ、特に横浜は一八五九年の神奈川の開港と外国人居留地の設置により、さまざまな国の外国人を迎える大きな窓口となりました。

当時の日本人は外国からやってくる新しい物を好奇心旺盛に迎え、浮世絵や文書にその記録を残しました。特に楽器類は、軍楽隊の奏でる管楽器を中心に注目を集めたよう、本書にも横浜開港資料館に所蔵の浮世絵が紹介されています。一方、鍵盤楽器は、開港からごく早い時期に外国人居留地の外国人宅や教会に持ち込まれていたものの、その姿は描かれておらず、音について文書の記録が残されている限りです。

オルガン、ピアノは、外国人居留地に持ち込まれたほかに、一八七〇年代以降は「学制」に唱歌が導入されたことによって教育にも活用されました。今ではどこの学校にもピアノ

かオルガンが一台はあって、私たちに身近な存在になっていますが、当時は大変に高価なものでしたので、唱歌を教える教員が養成されても学校にはそのための楽器がない場合がほとんどでした。本書には、一八八九年に生麦小学校にオルガンが導入されたことが紹介されていますが、これは横浜においての最古の記録とあり、当時の状況が窺われます。

横浜には外国人居留地や教育の場での楽器の需要に応えるべく、開港後早い時期に欧米人による楽器の販売・調律の会社が設立されていました。本書では、一八七〇年代にはピアノの調律・販売を行っていたカイル商会など、横浜に店を構えたメーカーが紹介されています。一方、外国人楽器商の元で修行し、あるいは見様真似で修理や調整を行っていた日本人技術者たちも、徐々に楽器の製造が出来るだけの技術を習得していきました。

一八八四年には西川楽器の創始者・西川虎吉が日本初の国産材料によるオルガンを製造。

横浜に工場を構えて楽器の製造・販売を行い、オルガンの音色で高い評価を受けたといえます。また、欧米の会社を継承した中国人技術者たちも横浜に工場・店舗を構え、第2次大戦での戦災に遭うまでの間、横浜は多くのメー

カーが凌ぎを削る舞台ともなったのです。

こうして横浜で製造された各メーカーの楽器は、現在もその姿を残しています。製造から長い年月を経た楽器はそれだけのエピソードを持っており、本書には楽器一点一点の写真とともにその来歴が語られています。また、巻末の論文では日本における洋楽器製造の歴史と今後の展望が総合的に述べられており、コラムや写真資料と合わせ、大変興味深く当時の様子を描き出しています。

(中野の
路子)

多みんぞくニホン—在日外国人のくらし—

国立民族学博物館編 千里文化財団刊 (〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園一〇) 二〇〇四・三 A 4 (DC812-HT3) 一一一頁

当館の在日外国人に関する図書の件名標目は「外国人(日本在留)」である。この件名の下には五〇〇冊強の図書があるが、その九〇%近くは、法務省入国管理局外国人登録者統計で外国人登録者が百万人を超えた一九九〇年以降に出版されている。前述の件名に「医療」という件名を掛け合

わせると『医師・医療関係者のための外国人患者診療ガイドブック』といった図書が、「保育所」を掛け合わせると中国語版をはじめとする『外国人保育の手引』が、「外国人労働者」を掛け合わせると『移住労働者生活マニュアル 住民として地域で暮らすための情報』が出てくる。この件名の下には外国人を迎えた自治体が出しているガイドブックやマニュアルもある。来日定住する外国人もそれを受け入れる日本社会も新しい環境への適応に追われているのである。

本書は二〇〇四年三月から六月にかけて民族学博物館で開かれた同名の特別展の解説図録である。

「特別展のおおくはモノ中心ですすめられてきていた。しかし、今回、展示の対象となる、在日外国人コミュニティ形成の経緯やこれらの生き方に関する資料のおおくは、一般にいわれる民俗資料でも文化財でもない」「モノではなく理念が先行する展示は、理解されないという」という懸念を主催者は漏らしている。しかし、また「この特別展は、展示の対象となるコミュニティをふくめ、館外の人びとが企画から資料の収集、展示にまで深くかかわったという点ではおそろく唯一の

ものであろう」とも書いている。この展示はすでに日本に居住している多くの在日外国人と、生成・拡大を続けているそのコミュニティの協力によってなされたのである。

本書は、二部に分かれる。第一部は、日本に住む外国人の来歴、その構成、現状(多みんぞくニホンへの道)「在日外国人の来歴と旧植民地政策」「日本人の海外移住」「管理から共生へ」「地域住民としての外国人市民」[NGO/NPOがめざす多文化共生社会]「日本社会の多民族化と多言語化」「エスニック・ネットワークとエスニック・メディア」「エスニック・メディア一覧」「エスニック・ビジネスの興隆」を概観し、第二部は「在日コリアン」「在日中国人」「在日ブラジル人」「在日ベトナム人」「在日フィリピン人」といった個々の民族を取り上げ、それぞれの民族の定住過程と現状を写真を多用して生き生きと描きだしている。(「在日コリアン」「在日中国人」については、古くからの在日の人々と、最近日本に定住した人々を分けて解説している。)本書の特徴は、在日外国人全体を日本の多民族化という視点でとらえることにより、その共通の問題を明らかにするとともに、それぞれの外国人コミュニティの歴史と現状を

総合的に概観できるようにしたことである。

在日外国人はともすれば教育、医療、法的地位といった個々の問題や、民族個別の問題と関連して語られがちである。しかし、在日外国人が日々の暮らしの中でそのような問題に出会うのは、彼らがこの社会の中で暮らしているというあたりまえの事実から発している。問題について語る前に、まずそれぞれの民族の歴史や現状が理解されねば、問題の根本的解決はないし、さらに別の問題が起こることにもなる。

本書のように、日本社会の多民族化、多文化をわかりやすく概説した図書はまだ多くない。しかし、現在続いているような多民族化、多文化がさらに進むとしたら、小学校や中学校の教科書や副読本を含めてこうした図書はさらに必要とされるだろう。

(酒井 貴美子)

大正の文庫王 立川熊次郎と「立川文庫」

姫路文学館編・刊 (〒670-0021 姫路市山野井町八四番地) 二〇〇四・四 A 4 七二頁 (GK136-H21)

明治という時代は、新しい日本の黎明期で

あった。それは政治にとどまらず、文化においても、おおいに進展した時代である。月日を重ね、明治の後半に至るといよいよそれは成熟期に入り、時代も大正を迎えることになる。「立川文庫」(本書には熊次郎の姓から、たっかわぶんこと読むのが正しいとある)は、そういう時代に生まれた文庫である。

大衆文学・文芸が大きく花開いた明治末期において、なかでも講談・落語は庶民に広く親しまれた。特に講談は、軍談・御記録物・世話物に加えて神道講釈など内容豊富であった。それらは講師が高座で速記者を前に口演し、それを活字にしてゆくという手法で文庫本として世に出されていったのである。

立川文庫が生まれた大阪は、周知の通り、浄瑠璃・浪花節・万歳・新派劇・映画(活動写真)などが旗挙げされた土地柄である。

当時の文化の興隆・躍動はこの地でも大きく、出版業も活況で、明治四〇年頃の心齋橋筋中心だけでも七〇に及ぶ書籍商が軒をたなえたという。

姫路に生まれた立川熊次郎が、若くしてこの大阪の地で書籍商を興したのはちょうどこの時期である。当時、大阪では、実用的・大衆的なものに人気が集まり、識字率の上昇も

加勢して、文庫本は多くの出版社が競い合っ

て自社本を出すという勢いであった。同業者の乱立、そしておもしろい演目がほとんど出し尽くされたなかで、熊次郎はどうやって成功したのであるうか。

まず気心の知れた芸達者な講師たちによる「書き講談」にしたことで文体は生き返った。『一休禅師』『水戸黄門』などについて、少年「猿飛佐助」を登場させ、それが空前の大ヒットとなった。その人気をとらえ、その後、『真田十勇士』を創出したのである。

次にそれまでの文庫本をもっと小型化(手のひらサイズ)し、書店のほかに縁日や駄菓子屋でも販売し、貸本屋とも連携したという。さらに当時、まんじゅう一個一銭、キャラメル二〇粒入り一箱が一〇銭の時代に、二五銭(後に三〇銭)の安価で子どもたちにも買い求めやすい値段にしたのである。

本書には、その書店や貸本屋の店頭にたっ

て、小銭を手を目を輝かせた少年たちの声が多く登場する。猿飛佐助や霧隠才蔵など、明治末期・大正期の少年たちが胸躍らせ、手に汗握って読んだ立川文庫の主人公たちへよせ

る熱い思いが列記されている。

本書の構成は、立川文庫の成り立ちから始

まって、起業家熊次郎の生涯に深く入り込んで紹介されている。近い姻戚に出版業者がいたこと、お抱えの文庫（講談）執筆者集団に恵まれたこと、そして熊次郎本来のまじめな人柄がまさに「天の時、地の利、人の和」で立川文庫を有名ならしめたこと等。

そしてさらには当時草創期にあった映画製作が追い風となつて、文庫で人気の主人公たちが大衆への浸透化を深めていった道筋がよくわかる構成となっている。

本書は決して大部ではないが、全編色刷りで読む者の目を楽しませてくれる。巻末には資料編として、現在知り得る範囲での立川文庫刊行一覧および熊次郎の年譜が掲載されている。

所要所の細かい解説を読み通す際に、当時の時代背景を理解したうえで読み込むと、色刷りの奥に、どこまでも続く少年たちの夢が一層きわだって見えてくるような気がする。そのようなようにして読者ははるかな時代へ導かれるのである。

(嶋本 裕子)

お知らせ



江戸時代の博物誌の歩みを俯瞰するとともに、美しい動植物の図画資料、小野蘭山、栗本丹洲、伊藤圭介といった、時代を代表する学者による自筆資料など、総数160点の資料を展示しています。これまであまり知られていなかった、江戸時代の人々と自然界との豊かな関係を伝える貴重な資料です。ぜひご来場ください。入場無料です。

東京会場： 国立国会図書館東京本館（東京都千代田区永田町1-10-1）

新館 1階展示室

会期：平成17年10月14日(金) から 10月27日(木) まで（無休）

開催時間：9:30～19:00（平日）、9:30～17:00（土・日曜日）

関西会場： 国立国会図書館関西館（京都府相楽郡精華町精華台8-1-3）

地下1階大会議室

会期：平成17年11月15日(火) から 11月28日(月) まで（無休）

開催時間：10:00～18:00

平成一七年度資料電子化研修

国立国会図書館では、平成一七年九月一五日、一六日の二日間、関西館において、平成一七年度の資料電子化研修を実施した。

この研修は、平成一五年度から毎年行っており、今回で三回目となる。国内の図書館で図書館資料の電子化を担当する職員または今後担当する予定の職員を対象に、所蔵資料の電子化について、その方法および電子化に関する課題と解決への考え方を習得し、自館での電子化事業に役立てることを目的として実施している。今回は、公共図書館四名、大学図書館二名、専門図書館・その他七名、合計二二機関二二名の参加があった。

今年度の特徴としては、資料電子化事業の企画から公開後までの全体の流れを各段階に分け、体系立てて整理をして説明し、その後、各段階で必要となる知識を提示する講義構成としたことが挙げられる。昨年度に続き実施したワークショップは、Webサイトの企画案を作成する内容とした。また、募集にあたり館種の制限を行わないこととしたため、幅広い館種からの参加を得た。

研修は豊田透関西館事業部図書館協力課長のあいさつで

始まり、一日目は、関西館事業部電子図書館課職員五名が講義を行った。最初に上綱秀治課長補佐が「概論 資料電子化の経緯と現状」と題し、電子図書館事業の歴史的経緯と資料電子化の位置付けを説明した後、国内外の電子化事業の実例、電子情報保存について概観し、続く講義への導入とした。次の「資料電子化事業の企画と事業の流れ」では、資料電子化係長が、資料電子化事業について、企画から電子化作業、公開前の準備、公開後の運用、評価まで、全体の流れを段階に分け、整理して説明した。

続いて、当館の資料電子化事業である近代デジタルライブラリーと各種電子展示会および「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」(注)を参照しながら、資料を電子化する手順と技術、画像フォーマットの特性と仕様、画像データの品質評価・管理等について、それぞれ、資料電子化係の係員三名が説明した。講義の中では、資料の撮影に使用する多様なフィルム、画像ビューアを使ったWebサイト、劣化した画像を実際に示すなど、具体的に例を挙げながら、個別の知識を整理し提示した。「資料電子化の方法」(1)

(3) 二日目午前の「画像データの提供方法」では、電子情報



ワークショップの風景

発信係長が、画像データを提供するにあたっての留意点や方法について、また、電子化した資料をより使いやすく利用者へ提供するための注意点について説明した。

午後からは、野田純生アルファサイド有限会社代表を講師として、「ワークショップ Webサイトの企画・設計」を実施した。最初に、講師がWebサイトの企画・設計の流れ、使いやすいWebサイトの作成についての説明を行った。その後、受講者は五つのグループに分かれ、各自の事前課題に基づき、電子化した明治期の写真を使ったWebサイトの企画・構成案を検討し、プレゼンテーション資料を作成した。各グループの発表では、それぞれが工夫をこらし、切り口の異なる企画を提案した。企画・構成案の検討時には、野田講師と電子図書館課職員二名が各グループをまわり、助言を行うとともに、各発表に対して、三人それぞれが講評を行った。

講義内容への質疑では、技術や具体的内容についての質問が多く、受講生の実践的な知識、内容への関心の高さを示していた。また「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」に対する

関心・評価が高かった。

一方、研修後のアンケートでは、全体として満足度が高く、資料電子化の全体像が理解できた、電子化に関する知識・技術を整理できた、自分の持っている知識の不足に気づいた等の意見が寄せられた。ワークショップについては、時間が足りなかったとの意見もあったが、二日間の研修で学んだ内容を活用してグループごとに討議を行うことで、研修内容の理解を深めることができたとの声のほか、実際にサイトを作成している講師の話が参考になった、ふだん交流のない他館種の人などとの共同作業や他のグループの発表を通じて、いろいろな発想に触れることができてとても刺激になった等の意見が寄せられた。

これらの意見を参考に、当館では、今後も資料の電子化事業に役立つ研修を続けていきたいと考えている。

(注)「国立国会図書館資料デジタル化の手引き」は、当館ホームページで近日公開予定。

※今年度の図書館員を対象とした研修の概要は本誌五三二一(二〇〇五年六月)に掲載しています。具体的な実施日程、申込方法等については、決定次第、当館ホームページ(<http://www.dl.go.jp>)「図書館員のページ」「図書館へのお知らせ」に掲載するほか、同ページから登録できるメールマガジン『図書館協力ニュース』でもご案内しますので、ぜひご覧ください。

(関西館事業部図書館協力課)

おもな人事

内閣府事務官 古谷 雅彦
 国立国会図書館支部金融庁図書館長を免ずる
 内閣府事務官 鈴木 均
 国立国会図書館支部金融庁図書館長を命ずる
 以上平成十七年七月一日付け
 外務事務官 松海 潔
 国立国会図書館支部外務省図書館長を免ずる
 外務事務官 木村 敬正
 国立国会図書館支部外務省図書館長を命ずる
 以上平成十七年八月十日付け
 総務事務官 田中 栄一
 国立国会図書館支部総務省図書館長を免ずる
 総務事務官 武内 信博
 国立国会図書館支部総務省図書館長を命ずる
 以上平成十七年八月十五日付け

— 職員の退職 —

(退職時部局)
 収集部 司書 高橋 亜希
 平成十七年九月三十日付け

お知らせ

第7回図書館総合展に出展します

国立国会図書館は、第7回図書館総合展に出展します。図書館総合展は、図書館総合展運営委員会が主催する、図書館に関する最新情報の提供と交換を目的とした国内最大の展示会です。今年の展示では、当館のデジタルアーカイブの構築に向けた取組みと、平成17年度から開始した「プランゲ文庫」図書収集整備事業について紹介します。また、フォーラム、プレゼンテーションでも、最新の動向やホームページの活用方法をお伝えします。ぜひご来場ください。

会期：平成17年11月30日(水) から 12月2日(金) 10:00～18:00

会場：パシフィコ横浜 展示ホール (横浜市西区みなとみらい1-1-1)

○フォーラム 12月2日(金) 15:30～17:00 第4会場 (先着200名)

時空を超えて知の社会基盤の構築へ

第1部 どこまでできる? デジタル情報のワンストップポータル

第2部 NDL ウェブアーカイブの構築に向けて

○プレゼンテーション 12月1日(木) 14:00～14:40 (先着80名)

国立国会図書館ホームページから利用できるレファレンス・ツール

※フォーラム・プレゼンテーションのお申込み

ご所属、お名前、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを下記までお知らせください。

国立国会図書館総務部総務課広報係

FAX：03-3597-5617 電子メール：koho@ndl.go.jp

≡≡≡ 国立国会図書館の編集・刊行物 ≡≡≡

レファレンス 第六五六号

A 4 一〇〇頁

■ 若年者の雇用支援

■ 「ニュー・レイバー」考

■ 2005年アメリカ有権者の実像

■ 地方交付税の問題点と有識者の改革案

■ 諸外国の王位継承制度

月刊 税・送料込み 八三二円(有)

描かれた動物・植物―江戸時代の博物誌―

A 4 一〇六頁

■ 序 章 博物誌資料について

■ 第一章 江戸博物誌の歩み

■ 第二章 独自の園芸の展開

■ 第三章 珍禽奇獣異魚

一、〇〇〇円(紙)

(ISBN 4-87582-622-2)

..... 入手の問い合わせ

(有)有隣堂印刷(株) 〒140 東京都葛飾区南品川六上1-10

(紀) 紀伊國屋書店 〒150 東京都渋谷区東3-13-1

..... 特に記載のないものは税込価格です。

お知らせ

国際子ども図書館展示会

「ゆめいろのパレットⅡ－野間国際絵本原画コンクール入賞作品
アジア・アフリカ・ラテンアメリカから」開催中

国際子ども図書館では、財団法人ユネスコ・アジア文化センターとの共催で展示会を開催しています。アジア・アフリカ・ラテンアメリカ地域の絵本画家の創作活動を奨励するために開催されている野間国際絵本原画コンクール入賞作品を展示しています。併せて、同地域で出版された当館所蔵の絵本約120点も同時に展示しています。



グランプリ「ジルーのうち」
ボロルマー・バーサンスレン (モンゴル)

おもな展示内容

- ①第14回野間国際絵本原画コンクール入賞作品
(グランプリ1作品、次席2作品および佳作・奨励賞30作品)
- ②今までの同コンクール受賞者の作品を中心とした絵本等

開催期間：平成17年10月1日(土)～平成18年1月15日(日)

休館日：月曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月28日～1月4日)、
資料整理休館日(毎月第3水曜日)

開催時間：午前9時30分～午後5時

会場：国際子ども図書館3階本のミュージアム

なお、当展示会に関連した催物を予定しております。日程、講師等の詳細は、
国際子ども図書館ホームページ (<http://www.kodomo.go.jp/>) 等でお知らせいたします。

公開セミナー

スマトラ沖地震・津波による文書遺産の被災と復興支援

国立国会図書館では、資料保存に関する標記の公開セミナーを開催します。

空前の被害をもたらしたスマトラ沖地震・津波から、まもなく1年が経とうとしています。さまざまな分野で復興活動が進められていますが、被災国の図書館はどうなっているのでしょうか？ 文書遺産の救出・修復は進んでいるのでしょうか？

この機会に、被災国の国立図書館からご報告いただき、今後の災害予防の大切さと、災害に対する復興支援のあり方について考えてみたいと思います。

日 時：平成17年12月6日(火) 午後1時から5時まで（午後0時30分受付開始）

会 場：国立国会図書館東京本館 新館講堂

プログラム

基調講演「IFLA/PACの防災プログラムについて」

マリー＝テレーズ・バーラモフ

(IFLA/PAC国際センター長、フランス国立図書館)

報告「インドネシアにおける被災状況及び復興支援ニーズ」

ダディ P. ラフマナンタ (インドネシア国立図書館長)

報告「スリランカにおける被災状況及び復興支援ニーズ」

ウバリ・アマラシリ (スリランカ国立図書館長)

報告「アチェにおける被災文書の修復活動」

坂本勇 (有限会社東京修復保存センター代表)

報告「IFLA/PACアジア地域センターの最近の活動について」

那須雅照 (IFLA/PACアジア地域センター長、国立国会図書館収集部司書監)

* IFLA/PAC：国際図書館連盟資料保存コア活動

申込方法：E-mailまたはFAXで、①氏名（ふりがな）、②所属、③住所、④電話番号、⑤FAX番号、⑥E-mailアドレスおよび「公開セミナー参加希望」とご記入のうえ、11月18日(金)までに、下記あてにお申し込みください。参加費は無料です。

国立国会図書館収集部資料保存課

申込専用 E-mail：tsunami@ndl.go.jp FAX：03-3592-0783

定 員：200名（先着順）

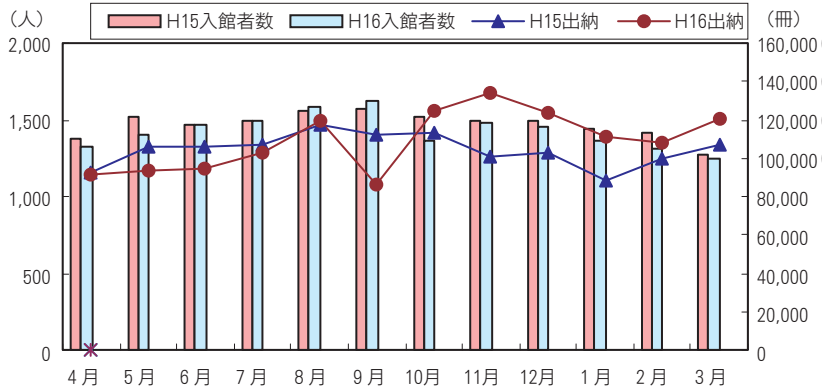
定員になり次第締め切ります。ご参加いただけない場合のみ、ご連絡します。

なお、参加証等はございません。当日会場受付までお越しください。

問い合わせ先：国立国会図書館収集部資料保存課 TEL：03-3506-3356（直通）

度比で見ると、増加率は図書112.5%、雑誌121.7%となっています。これは、利用冊数制限の緩和、開館日・開館時間の拡大が大きく関係していると思われます。

図3 1日平均入館者数と資料出納数



(3) 国際子ども図書館におけるサービス

国際子ども図書館は、開館から5年が経過し、入館者の累計は50万人を超え、平成16年度末現在538,081人に達しました。平成16年度の開館日数は286日、入館者数は115,119人（1日平均403人）、出納資料数は32,407点（前年度35,806点）でした。複写の処理件数は3,429件（前年度3,392件）で、その内訳は来館複写2,894件、遠隔利用の複写535件です。来館利用者に対するレファレンスは5,248件（前年度5,721件）でした。複写以外の遠隔利用サービスについては、文書および電話によるレファレンスがそれぞれ246件（前年度237件）、755件（前年度860件）でした。公共図書館等に対する図書館間貸出しは、363冊（前年度466冊）です。

図書館間貸出しのほかに、学校図書館の支援を目的として平成14年11月に始めた学校図書館セット貸出しを引き続き行いました。平成16年度は新たに「カナダ・アメリカセット」を加え、貸出冊数9,288冊（前年度7,635冊）となり、利用が順調に伸びています。

また、内外の児童書の収集はもとより、児童書総合目録事業の推進、デジタル・ミュージアムの充実等、電子図書館機能の拡充も図っています。

この記事のもとになっている平成16年度版の『国立国会図書館年報』を9月30日に刊行しました。『国立国会図書館年報』は平成14年度版から当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>—「刊行物」—「国立国会図書館年報」)にも掲載していますが、平成16年度版も11月中には掲載予定です。どうぞご利用ください。

(2) 館内利用サービス

館内利用サービスは、閲覧・複写・口頭によるレファレンスが中心です。

東京本館の平成16年度の開館日数は245日、入館者数は347,124人（1日平均1,417人）、図書カウンターと雑誌カウンターからの合計帯出資料数は年間1,309,890点でした（そのほか関西館からの取寄せ数5,644点）。平成16年度の関西館の開館日数は277日、入館者数は70,855人（1日平均256人）、総合閲覧室とアジア情報室の合計帯出資料数は90,487点でした（うち東京からの取寄せ数2,205点）。東京本館と関西館では、相互に資料を利用できるように、上記の取寄せサービスのほかにも来館遠隔複写サービスなどの東西連携サービスを行っています。また、館内利用サービスと遠隔利用サービスの利便性向上のため登録利用者制度を平成14年10月に設けましたが、登録者数は堅調な伸びを見せ、平成16年度末の登録開始以来の登録者数は、各種図書館4,574館、個人64,085人となりました。特に東京本館においては、10月の新装開館に伴い、入館手続きの簡略化が図れる等の理由から、来館による個人からの申請が前年度比の2.6倍へと増加しました。

東京本館の各専門室では、10月の新装開館に伴い、NDL-OPAC 検索申込端末を配置し、図書、雑誌類のほか、専門室の所管資料の一部について、同端末を用いた閲覧申込みが可能になりました。平成16年度の専門室の利用状況は、表2のとおりです。

表2 専門室利用状況

	開室日数 (日)	利用者数 (人)	一日平均 利用者数 (人)	出納 資料数 (点)	一日平均 出納資料数 (点)
人文総合情報室	245	79,591	325	177	1
新聞資料室	245	107,353	438	181,675	742
科学技術・経済情報室	245	132,276	540	58	0
議会官庁資料室	245	61,096	249	19,301	79
地 図 室	245	45,887	187	65,627	268
憲 政 資 料 室	245	3,818	16	60,965	249
古 典 籍 資 料 室	245	4,394	18	33,869	138
音楽・映像資料室	238	11,614	49	11,051	46
電子資料室	245	15,058	61	7,002	29
アジア情報室	277	—	—	2,583	9

* 開架資料の利用が多い専門室では、出納資料数は少ない。

平成16年度に来館利用者に対する東京本館での複写の処理件数は477,177件（前年度302,760件）、関西館では57,807件（前年度47,922件）と増加しました。

来館利用者を対象とした口頭によるレファレンスは、東京本館が195,678件（前年度166,093件）、関西館が35,292件（前年度17,286件）でした。

今年度、東京本館は、4月から9月までと10月から3月までとを比較すると大きな変化がありました。月別の1日平均入館者数と資料出納数を表に示します（21頁図3）。資料出納数は、9月までは減少したのに対し、10月以降は増加傾向にあります。前年

外の機関に対して貸出しを行っています。平成16年度は、新たに加入した122の機関を加えた3,289館に、14,670点の資料を貸し出しました。貸出しの申込みは、郵送・FAX、NDL-ILL システムのほか、NDL-OPAC 経由でも受け付けています。NDL-OPAC 経由の申込みは、平成15年度には7,611件（貸出申込全体の51%）でしたが、平成16年度には8,564件（同56%）と大きく伸びています。

図書館間貸出しを含む館外貸出しの内訳を24頁図1に示します。

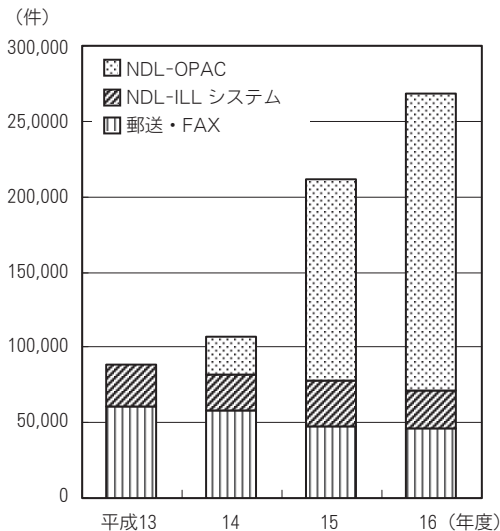
<レファレンス・サービス>

遠隔利用のレファレンス・サービスは、直接来館できない利用者や各種図書館等からの電話および文書（電子メールを含む）による依頼によって行っています。平成16年度の文書レファレンスの合計は9,095件（前年度比1,116件増）と増加しました。文書レファレンスを依頼者別に見ると、最も多いのは図書館で、78.4%（7,133件）です。電話レファレンスは合計49,741件で、こちらは個人からの申込みが95.6%（47,560件）を占めています。

平成14年10月から国内登録図書館と国外に対して電子メールを使ったレファレンス・サービスも行っています。平成16年度の電子メールでの受理件数が全体に占める割合は、国内登録図書館では44%、国外では81%で、申込み手段が電子メールへと移行しつつあることがうかがわれます。

これらの問い合わせに対して回答するレファレンス・サービスのほかに、ホームページ等を通じて、特定のテーマ・資料群に関する情報、調べ方案内などを不特定多数の利用者に対して発信するサービスの充実も図っています。

図2 遠隔利用の複写処理数（論文単位）



<複写サービス>

平成16年度における遠隔利用の複写処理件数は180,486件（前年度110,199件）と前年度に比べ増加しました。論文単位では268,214件（前年度211,211件）で、申込みは郵送・FAX、NDL-ILL システムおよび NDL-OPAC 経由（平成14年10月から）で受け付けています。平成16年度の NDL-OPAC 経由の申込みは全体の73%（前年度63%）を占め、中でも個人の申込みが伸びています（図2参照）。

また、各支部図書館は、国の出版物の納本の窓口となっており、平成16年度に各支部図書館から当館に納入された資料は、97,897点でした。各支部図書館の利用の状況は25頁表1のとおりです。なお、各支部図書館は相互貸出しによって利用の便宜を図っており、平成16年度に相互貸出制度により貸し出された資料数は8,449点、そのうち当館から各支部図書館に貸し出した資料は4,959点でした。

一般公衆に対するサービス

一般公衆を対象としたサービスのサービスポイントは、東京本館および国立国会図書館関西館（以下 関西館）ならびに支部図書館である国際子ども図書館および支部東洋文庫となっています。東京本館と関西館におけるサービスについては(1)(2)で、国際子ども図書館におけるサービスについては主に(3)で取り上げます。サービスは、当館に来館せずに利用できる図書館間貸出し、複写、文書・電話によるレファレンス等の「遠隔利用サービス」と、直接来館することで受けられる閲覧、複写、口頭によるレファレンス等の「館内利用サービス」の2本柱から成り立っています。

10月1日、東京本館は、これまでの週平均5日開館を原則6日開館に拡大し、平日の開館時間を2時間延長しました。この結果、年間開館時間はこれまでより43%増加しました。これに伴い、資料請求時間を平日2時間延長し、請求件数制限を緩和しました。また、複写申込み時間を平日2時間延長するとともに、即日複写の申込回数制限を撤廃しました。

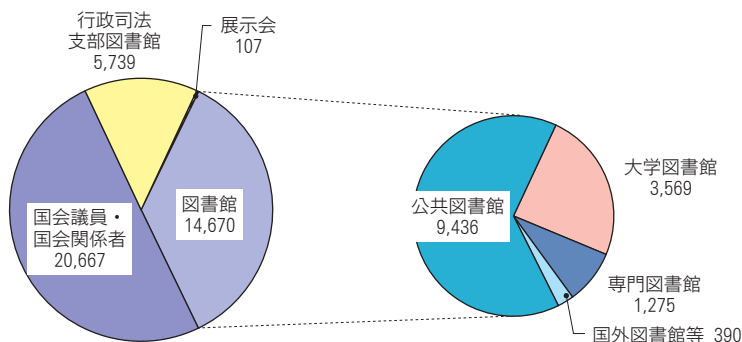
今年度は10月を境に状況が大きく変化しました。また、新装開館前には準備のため臨時休館を行いました。例年の入館者数等とは単純に比較できないと思われます。

(1) 遠隔利用サービス

<図書館間貸出し>

当館では、図書館間貸出制度によって、直接来館できない利用者に対して図書館を経由してサービスを提供しており、大学図書館（短期大学等も含む）、公共図書館（県立・市町村立等）、専門図書館（国公立の調査研究機関、地方議会図書室等）および国

図1 平成16年度館外貸出資料数の内訳（単位：点）



国立国会図書館年報（平成16年度）から

－ 統計を中心に その2 －

前号では、蔵書の構築と書誌情報の提供、国会に対するサービスについて紹介しました。本号では、行政・司法各部門に対するサービス、一般公衆に対するサービスについて、平成16年度の特徴を中心に紹介します。

行政・司法各部門に対するサービス

当館は、行政および司法の各部門の業務を支援するために、主として各省庁および最高裁判所に設置された支部図書館を通じて図書館サービスを行っています。平成17年10月現在、26支部図書館6分館が設置されています。

表1 行政司法各部門支部図書館利用統計

支部図書館名	入館者数 (人)	閲覧資料数 (冊)	貸出者数 (人)	貸出資料数 (冊)	複写件数 (件)	レファレンス 件数(件)	備 考
会 計 検 査 院	-	-	3,180	6,119	-	2,432	
人 事 院	3,052	-	986	2,521	0	181	
内 閣 法 制 局	-	-	348	744	0	150	
内 閣 法 制 局	16,873	26,935	5,549	14,209	2,443	1,822	1分館を含む
宮 内 庁	-	-	2,115	11,784	2,312	2,070	
公正取引委員会	-	-	1,830	3,557	-	65	
警 察 庁	-	-	627	1,352	443	605	
防 衛 庁	26,862	53,384	5,678	8,973	836	8,030	
金 融 庁	-	-	2,714	5,722	-	164	
総 務 省	6,333	-	2,929	6,068	-	784	
総 務 省 統 計	7,706	32,694	1,700	5,129	534	6,910	
日 本 学 術 会 議	1,498	2,334	334	554	-	110	
法 務 省	-	-	4,359	10,391	0	461	
外 務 省	31,899	-	3,651	6,509	935	2,908	
財 務 省	-	-	4,913	18,378	-	7	
文 部 科 学 省	-	-	4,213	8,309	1,734	661	
厚 生 労 働 省	11,505	-	2,694	6,300	-	6,192	
農 林 水 産 省	31,358	70,661	4,684	10,763	7,065	12,232	2分館を含む
林 野 庁	4,829	-	1,316	2,324	526	1,194	
経 済 産 業 省	8,241	29,511	2,894	7,621	1,858	5,519	
特 許 庁	8,011	11,443	902	1,473	6,759	1,719	
国 土 交 通 省	18,568	36,386	7,137	15,139	34,479	3,814	3分館を含む
気 象 庁	2,636	6,404	741	1,211	2,231	14,900	
海 上 保 安 庁	1,249	1,950	583	984	205	119	1分館を含む
環 境 省	2,706	-	452	1,141	-	1,358	
最 高 裁 判 所	-	-	10,564	20,982	9,771	9,924	
計	183,326	271,702	77,093	178,257	72,131	84,331	

備考 開架式閲覧等のため集計していない項目は - で示した。

① デジタルアーカイブの

重要な拠点

デジタルアーカイブの構築は、大きく分ければ、電子情報の収集保存と図書などの蔵書の電子化の2つです。

当館では、すでに『WARP (インターネット資源選択的蓄積実験事業)』(第6回(本誌528号)参照)によりウェブをサイト単位で選択的に収集・保存する事業を

進めてきましたが、発信者などの許諾を得て行う手作業での収集では、作業量、収集量共に限界があるため、文化財の保存という観点からはおよそ不十分と考えられます。今後は当館が行うインターネット情報の収集保存提供に関する制度を整えて、しっかり収集を行うことが必要だと考えています。その制度の柱のひとつは、一定の範囲のウェブ情報を機械的な方法でサイト単位に一括収集することです(NDLウェブアーカイブ(仮称))。また、アクセス制限の掛かっているデータベースや電子ジャーナル、電子書籍などは、機械的には収集はできませんので、これらは個別に著作単位で収集し保存する方法を検討しています(デジタルデポジット(仮称))。

一方、『近代デジタルライブラリー』(第2回(本誌524号)参照)や貴重書画像データベースなどのように、当館蔵書の図書などの電子化を行い、遠隔地からも利用できるようにするサービスも順次拡大していきます。具体的には明治期刊行図書の全冊提供、その後大正期へと拡張していくことを目指しています。

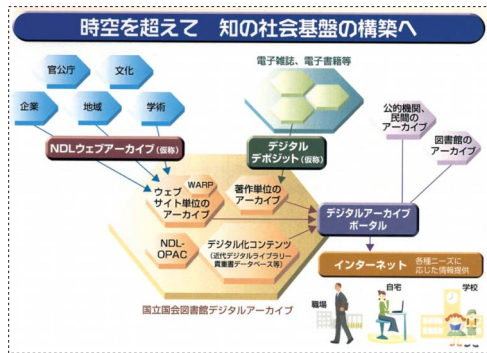
② デジタル情報資源全体へのナビゲーションの総合サイト

当館は、当館の電子化情報資源のみならず、国、公的機関、民間の電子化情報資源、図書館の電子化資料に案内し、さらに、電子化されていない情報への案内についてはその利用方法へと導く総合ポータルサイトの構築を目指します。ここでいうポータルサイトとは、求める個別の情報資源に一か所から適切にすばやく案内できるようにした情報探索の窓口ページです。2005年7月からは、機能評価のための『NDL デジタルアーカイブポータル』プロトタイプを公開していますので一度訪れてみてください。(http://www.dap.ndl.go.jp/)

また、今後は情報に到達するための手段やレファレンスのための更なる情報の充実を図り、検索手段や主題情報を充実させることにも力を入れます。

次回の連載からは、本格的なインターネット情報の収集に向けた取組みや、求める情報に到達するための仕組みを作るための努力について紹介いたします。

(総務部企画課電子情報企画室 豊田 裕昭)



電子図書館サービスのページ

いつでもどこでもだれでも



電子図書館サービスの 目標と今後

【連載目次】

- 国立国会図書館の電子図書館サービスとは？ (523号)
- 一次資料の電子的提供 (524～527号)
- ウェブ・アーカイブと提供 (528号)
- 資料に到達するための情報 (529～531号)
- ホームページ (532号)
- レファレンス協同データベース事業 (533号)
- 電子情報の保存と利用保証 (534号)
- 電子図書館サービスの目標と今後 (本号)
 - ・インターネット情報のサイト単位の収集・保存 (次号)
 - ・インターネット情報の著作単位の収集・保存
 - ・情報資源に関する情報の充実：ナレッジデータベース
 - ・デジタルアーカイブポータル

この連載では、当館で行ってきた電子図書館サービスの現状をこれまで紹介してきましたが、今回からは、「今後」についての話に移っていききたいと思います。

インターネットの普及は、これまで図書館が紙などでできた図書を集め建物の中で閲覧していた時代から、一步進んでそれら資料を電子化し、ネットワークを通して「いつでも、どこでも、だれでも」見られるようにするサービスを可能にしました。電子ジャーナルや電子書籍が登場し、さまざまな情報がウェブ上で展開されるようになり、その量も急速に増加しています。

しかし、電子的に提供されているこれらの情報は、劣化しない代わりに消滅しやすく、前回の記事で述べたようにこれらを再現するシステム的环境もどんどん廃れてしまうものです。ですから、「確かあの情報はあの URL にあったはず」と思っても、すでにそれは見ることはできなくなっているかもしれませんし、また、存在していても見るための環境が廃れてしまっているかもしれません。紙資料などであれば、「それは納本制度で国立国会図書館が所蔵しているはずだ」といえるところが、そうはいかなくなるのです。

当館では、このような時代環境にあって、現行の納本制度による活動だけでは不十分であると考え、昨年2月に今後の5年程度の間目指す電子図書館サービスを示した『国立国会図書館電子図書館中期計画2004』（本誌519号参照）を策定して電子情報の収集と保存、そしてこれらの発信に力を入れることにしました。

<当館の電子図書館サービスの目標と今後>

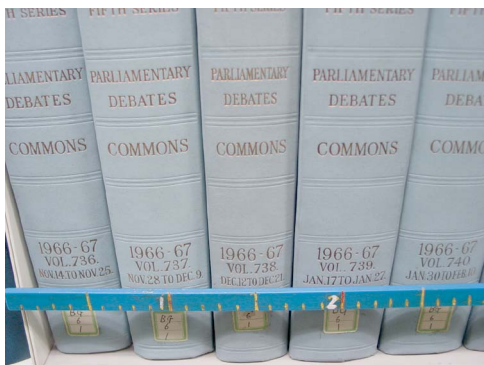
この「中期計画2004」では、①「国のデジタルアーカイブの重要な拠点」となることと、②「日本のデジタル情報全体へのナビゲーションの総合サイト」を構築することを目標として掲げています。

ビジュアル国立国会図書館博物館

No.4

算定棒（さんていぼう）：通称

資料移転準備作業の中で、資料の現在量、1年の増加量を算定し、移転先で書架への割付作業をする際に必須の道具。職員の手作りで、書架1段の長さを10等分、あるいは100等分した目盛りが入れている。次期書庫計画策定準備作業では新しい算定棒も作成された。今後も活用される。



関西館への資料移転、東京本館新館完成時の本館から新館への移転のような大規模な資料移転だけでなく、同一フロア内での資料の移動（平行移動）でも、ある程度の量の資料を移転するには、資料を移転先へ確実に排架するために、綿密な準備作業が必要になります。準備作業の中核には「算定」と「割付」があります。作業内容は図書、雑誌、その他移動対象資料によって異なりますが、今

回は1年の増加量が算定しやすく、算定棒が最も活躍する雑誌を例にその基本的な作業内容をご紹介します。「算定」作業では、大抵2人1組で、1人がこの算定棒を用いて、雑誌1タイトルごとの現在量と1年の増加量を測定し、1人は算定簿にこれを記入します。作業終了後、算定簿から移転先での所要書架量を算出して、図面や実際の書架上に排架場所を確定していきます（割付）。ひとつひとつのタイトルはcmの単位で算定していきますが、移転の規模によって、全体の算定量が3,000連（1連は書架5～6段が多い）、1万連と膨大になっていきます。



算定風景

これら一連の作業のどこかでミスがあると、実際の移転作業の際に、最後に資料が入らないという重大な事態が発生するため、慎重に作業を進めなければなりません。算定棒はこの重要な作業になくてはならない道具として今後も活用されることでしょう。

（伊藤 克尚）

国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

利用案内 電話 03 (3827) 2069 (音声・FAX サービス)

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

利用できる人 どなたでも利用できます（ただし資料室は満18歳以上の方）。

資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

開館時間 9:30～17:00

休館日 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、
年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

休室日 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第一、第二資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122 (代表)

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

国立国会図書館月報

平成17年10月号 (No.535)

発行所 国立国会図書館 平成17年10月20日発行 定価231円
(税込、送料別)

編集者 矢部明宏 印刷所 有隣堂印刷株式会社
発売元

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03 (3581) 2331 (代表)
FAX 03 (3597) 5617
E-mail geppo@ndl.go.jp

〒140-0004 東京都品川区南品川6-2-10
電話 03 (5479) 8721 (代表)
FAX 03 (5479) 8720
E-mail cap15650@pop01.odn.ne.jp

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜すいして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> — 「刊行物」 — 「国立国会図書館月報」) でご覧いただけます。

表紙 中性紙使用
本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 535 October 2005

CONTENTS

Takeshita Isamu nikki, Meiji 37 [1904] and 38 [1905]
 (Random notes on rare books, 452)

Five years of the Constitution Research Office
 ……Research and Legislative Reference Bureau … 1

Tidbits of information on NDL - personnel exchanges …… 7

Announcement of regular exhibition …… 7

Bibliographical data and personal information …… 8

Completion of microfilming of the books published in the
 Taisho era and discontinuance of reader service of books
 and periodicals to be microfilmed ……11

Books not commercially available ……12

<Announcement>

Fauna and Flora in Illustrations - Natural History of the Edo
 era ……15

Training program on digitization FY2005 ……16

Monthly official report ……18

<Announcement>

NDL will take part in the Library Fair & Forum 2005 ……18

Publications from NDL ……19

<Announcement>

Exhibition at the International Library of Children's
 Literature: Palette of Dream Colours II - Noma Concours
 for Picture Book Illustrations from Asia, Africa and
 Latin America ……19

<Invitation>

Open seminar on the documentary heritage damaged by the
 Indian Ocean Tsunami ……20

Excerpts from the Annual Report of the NDL, FY2004:
 statistics (2) ……25

Digital library services page ……27

Visual NDL Museum (4) ……28

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo